

## Ⅱ. 道路

### 基準の適用対象

道路法に基づく道路などを基準の適用対象とします。ただし、以下に該当する場合、基準に適合した整備が不可能な項目については、その限りにおいて適用を除外できるものとします。

- ・本基準に適合しない狭い歩道等が設置されている既設道路において、今後、拡幅整備をすることが困難な箇所
- ・道路の勾配や沿道宅地との高低差等の事情により、本基準に適合した整備が困難な箇所

※道路上において工事を実施する場合、又は沿道の工事において道路を使用する場合にも、本基準に基づき、高齢者や障害者などに対する配慮をしてください。

※サインシステム、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示の詳細は、「Ⅴ. 情報・案内」を参照してください。

### 出典凡例

【市道路条例】	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（名古屋市）
【市道路構造条例】	道路構造の技術的基準を定める条例（名古屋市）
【立体横断基準（表題）】	立体横断施設技術基準
【道路ガ（表題）】	道路の移動等円滑化整備ガイドライン

# A-1 歩道と車道の分離

## 整備の基本的な考え方

- (1) 歩道と車道は、分離し、歩行者の安全を確保する。
- (2) 歩道と車道を分離する方法は、道路の諸条件を考慮し、選択する。

### ① 対象道路

◎原則として幅員 8m 以上の道路には歩道又は自転車歩行者道を設ける。ただし、道路全体の幅員が狭くて歩道を設置できない場合、車両がほとんど走行しないか、または、わずかな走行で、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合を除く。

【市道路条例第 3 条】

### ② 分離の方法

→図 II-1

◎分離の方法は、マウントアップ、セミフラットまたは、フラット方式とし、これにより難しい場合は、他の方法による。なお、分離方法の決定にあたっては、附属物の整備を含め以下の点を総合的に考慮する。

【道路ガ(歩道等)】

- ・ 歩行者の安全対策
- ・ 路面排水の処理対策
- ・ 民地の高さ、道路の横断・縦断勾配
- ・ 沿道の土地利用状況

◎歩道等（歩道または自転車歩行者道をいう。）には、車道等（車道及び車道に接続する路肩がある場合の当該路肩をいう。）または自転車道に接続して縁石を設ける。

【市道路条例第 7 条第 1 項】

◎歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは 15cm 以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。

【市道路条例第 7 条第 2 項】

◎歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5cm を標準とする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りではない。また、バス停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等も考慮して高さを定める。

【市道路条例第 8 条第 1 項・第 2 項】

### ③ その他

→図 II-2

◎15cm 以上の高さの縁石が設置されていない場合やその他歩道通行の安全性を確保する必要がある場合には、周囲の状況や歩道幅員に応じ、歩車道境界に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは、柵を設ける。

【市道路条例第 7 条第 3 項】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 II-1 分離の方法

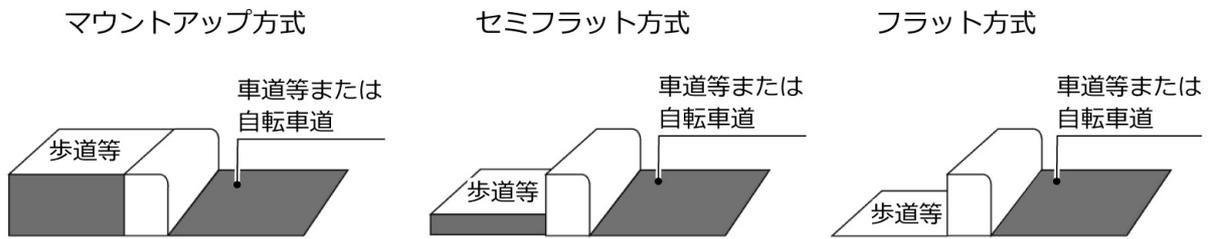
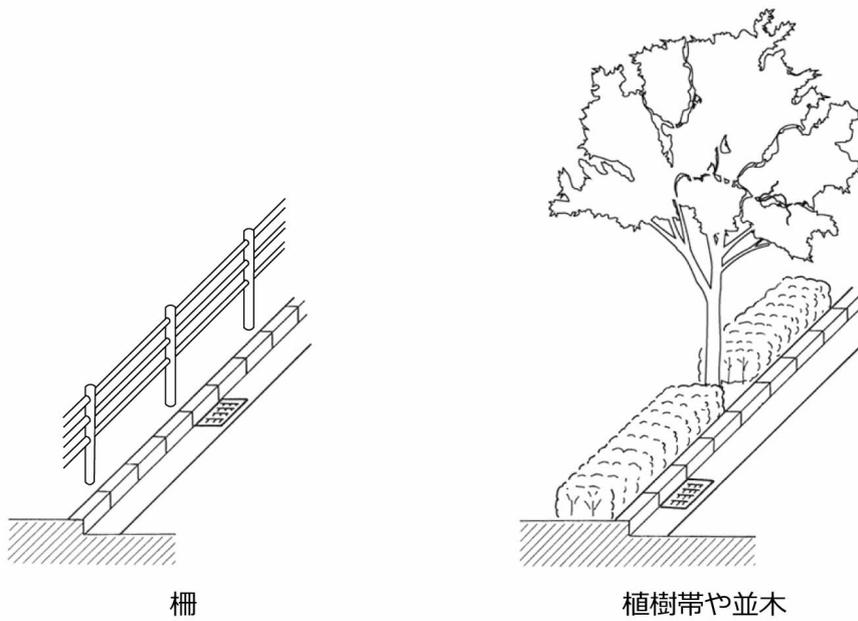


図 II-2 歩道通行の安全性の確保



## A-2 歩道の幅員と勾配

### 整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などが安心して通行できるよう、歩道の有効幅員は可能な限り広く確保する。
- (2) 車いす使用者などの安全な通行のために、歩道の勾配（車両乗入れ部を除く）は、可能な限り緩やかにする

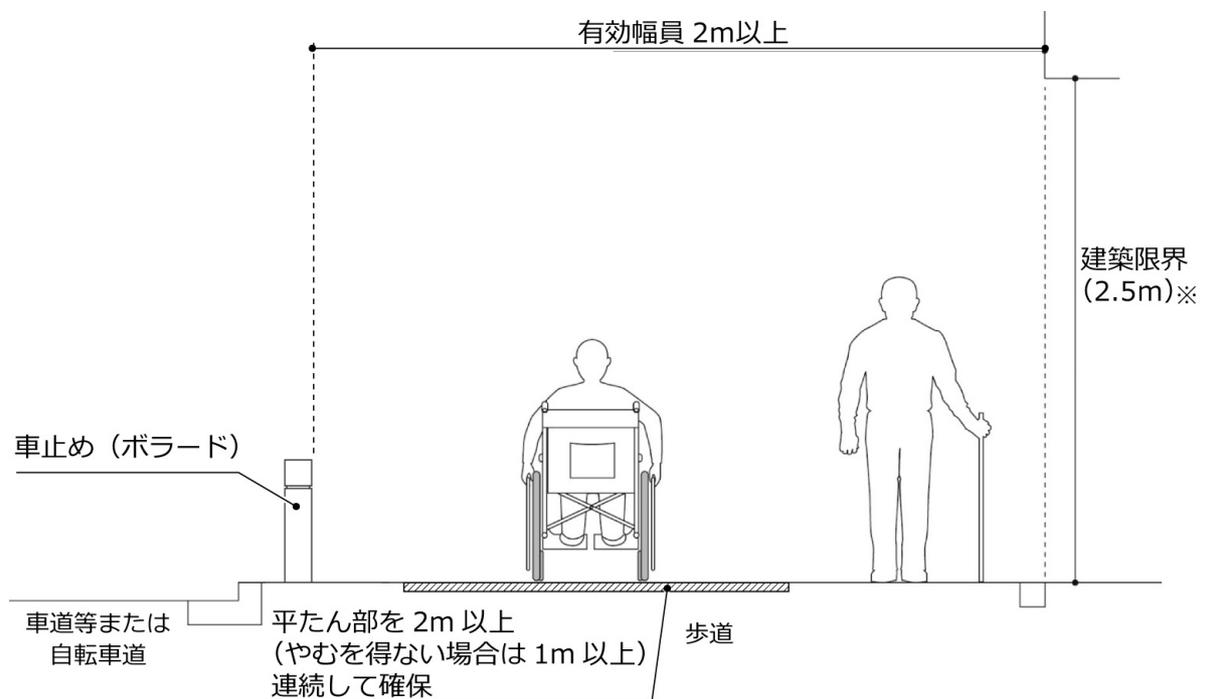
<p>① 幅員</p> <p>◎歩道の有効幅員は、2m 以上（歩行者の交通量が多い道路にあつては 3.5m 以上）とする。ただし、地形の形状その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1.5m まで縮小することができる。</p> <p>◎自転車歩行者道の有効幅員は、3m 以上（歩行者の交通量が多い道路にあつては 4m 以上）とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>○現状 2m 未満の歩道については、順次、拡幅を図ることが望ましい。</p> <p>◎車いす使用者が通行できるように平坦な部を 2m 以上（やむを得ない場合は 1m 以上）連続して確保する。</p> <p>◎歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。</p>	<p>→図 II-3</p> <p>【市道路構造条例第 12 条第 3 項、市道路条例第 2 条第 2 項第 1 号】</p> <p>【市道路構造条例第 11 条第 1 項・第 2 項、市道路条例第 2 条第 2 項第 1 号】</p> <p>【市道路条例第 4 条第 3 項】</p>
<p>② 勾配</p> <p>◎歩道等の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。</p> <p>◎歩道等（車両乗入れ部を除く）の横断勾配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。</p>	<p>【市道路条例第 6 条第 1 項】</p> <p>【市道路条例第 6 条第 2 項】</p>
<p>③ 設計上の配慮</p> <p>◎電柱、標識柱、街路灯、信号柱などの設置にあたっては、有効幅員を狭めないよう十分配慮するとともに整理統合などにより、有効幅員をできる限り広くする。なお、幅員の広い歩道等の中央部に道路附属物を設ける場合には、視覚障害者に配慮する。</p> <p>○車両の乗り上げや不法占用物件により、有効幅員が狭められないよう車止め（ボラード）の設置などをすることが望ましい。</p> <p>○防護柵のボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱などが、通行者に危険を与えないよう配慮することが望ましい。</p>	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- 植樹帯、植樹の設置にあたっては、視覚障害者の直線歩行を妨げないよう配慮することが望ましい。
- ◎路面排水施設（雨水枳等）は、歩行者等の動線上に設置しない。なお、やむなく雨水枳等を設ける場合は、細目のグレーチングを使用し、車いすのキャスターや杖の先端等が落ち込まない構造を設ける。

【道路ガ(歩道等)】

図 II-3 有効幅員



※建築限界：道路の上で歩行者等の交通安全を確保するために、ある一定の幅、一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという、空間確保のための限界

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## A-3 立体横断施設

### 整備の基本的な考え方

横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断施設を設ける場合は、高齢者や障害者なども円滑に移動できる構造とする。

<p>① 昇降方式</p> <p>◎利用者の状況により、階段、スロープ付階段、スロープとする。この場合の勾配はそれぞれ50%、25%、5%を超えてはならない。</p> <p>◎高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けた立体横断施設にはエレベーターを設ける。昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、スロープや車いす対応エスカレーターを設けることができる。（車いす対応エスカレーターについては、I. 公共建築物に準じる。）</p>	<p>→図 II-4</p> <p>【立体横断基準（階段・スロープ付階段）】</p> <p>【市道路条例第11条第2項・第3項】</p>
<p>② エレベーター</p> <p>◎かごの内方寸法は、幅150cm、奥行き150cm以上とする。（スルー型エレベーターまたは直角二方向出入口型エレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、かごの内方寸法は、幅140cm、奥行き135cm以上とする。）</p> <p>◎出入口開口部の有効幅員は90cm以上とする。（スルー型エレベーターまたは直角二方向出入口型エレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、出入口開口部の有効幅員は80cm以上とする。）</p> <p>◎乗降口に接続する歩道等または通路の部分に車いすが回転できる広さ（150cm×150cm以上）を確保する。</p> <p>◎停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。（かご内に扉が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。）</p> <p>（その他、IV. 公共交通機関 A-7 エレベーターの項に準じる。）</p>	<p>→図 II-4・図 II-5</p> <p>【市道路条例第12条第1号・第2号】</p> <p>【市道路条例第12条第3号】</p> <p>【市道路条例第12条第12号】</p> <p>【市道路条例第12条第13号】</p>
<p>③ スロープ</p> <p>◎有効幅員は2m以上とする。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1m以上とすることができる。</p> <p>◎勾配は5%以下とする。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。</p>	<p>→図 II-4</p> <p>【市道路条例第13条第1号】</p> <p>【市道路条例第13条第2号】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- ◎横断勾配は設けない。【市道路条例第13条第3号】
- ◎2段の手すりを両側に連続して設ける。【市道路条例第13条第4号】
- ◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。
- 壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。
- ◎手すり端部の付近には、JIS T 0921 にあわせてスロープの通ずる場所を示す点字を貼り付ける。【市道路条例第13条第5号】
- ◎路面は平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。【市道路条例第13条第6号】
- ◎スロープの勾配部分は、その接続する歩道等または通路の部分と色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。【市道路条例第13条第7号】
- ◎スロープの両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。【市道路条例第13条第8号】
- ◎スロープの下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐために柵その他これに類する工作物を設ける。【市道路条例第13条第9号】
- ◎高低差が75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊り場を設ける。【市道路条例第13条第10号】
- ◎スロープの上り口、下り口、踊り場の端部（スロープの始末端部から30cm程度離れた箇所）には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。

**④ 通路****→図 II - 4**

- ◎有効幅員は2m以上とする。【市道路条例第15条第1号】
- ◎縦断勾配及び横断勾配は設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合においてはこの限りでない。【市道路条例第15条第2号】
- ◎2段の手すりを両側に連続して設ける。【市道路条例第15条第3号】
- ◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。
- 壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。
- ◎手すり端部の付近には、JIS T 0921 にあわせて通路の通ずる場所を示す点字を貼り付ける。【市道路条例第15条第4号】
- ◎路面は平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。【市道路条例第15条第5号】
- ◎通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。【市道路条例第15条第6号】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑤ 階段	→図 II - 4
◎有効幅員は 1.5m 以上とする。	【市道路条例第 16 条第 1 号】
◎2 段の手すりを両側に連続して設ける。	【市道路条例第 16 条第 2 号】
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。	
○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。	
◎手すり端部の付近には、JIS T 0921 にあわせて階段の通ずる場所を示す点字を貼り付ける。	【市道路条例第 16 条第 3 号】
◎らせん階段や回り階段としない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	【市道路条例第 16 条第 4 号】
◎踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。	【市道路条例第 16 条第 5 号】
◎踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	【市道路条例第 16 条第 6 号】
◎段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。	【市道路条例第 16 条第 7 号】
◎階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。	【市道路条例第 16 条第 8 号】
◎階段の下面と歩道等の路面との間が 250cm 以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合には、柵その他これに類する工作物を設ける。	【市道路条例第 16 条第 9 号】
◎高低差が 300cm 以内ごとに、踊り場（直階段の場合は 120cm 以上の踏幅、その他の場合は当該階段の幅員の値以上の踏幅とする。）を設ける。	【市道路条例第 16 条第 10 号・第 11 号】
◎階段の上り口、下り口、踊り場の端部（階段の始末端部から 30cm 程度離れた箇所）には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。	
⑥ その他	
◎夜間に安心して利用できるように照明を設ける。	【市道路条例第 33 条第 1 項】
◎地下横断歩道の出入口などには、必要に応じ行先などを明記した案内板を設ける。視覚障害者の利用の多い場合は、点字案内板を設ける。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 II-4 立体横断施設のイメージ図

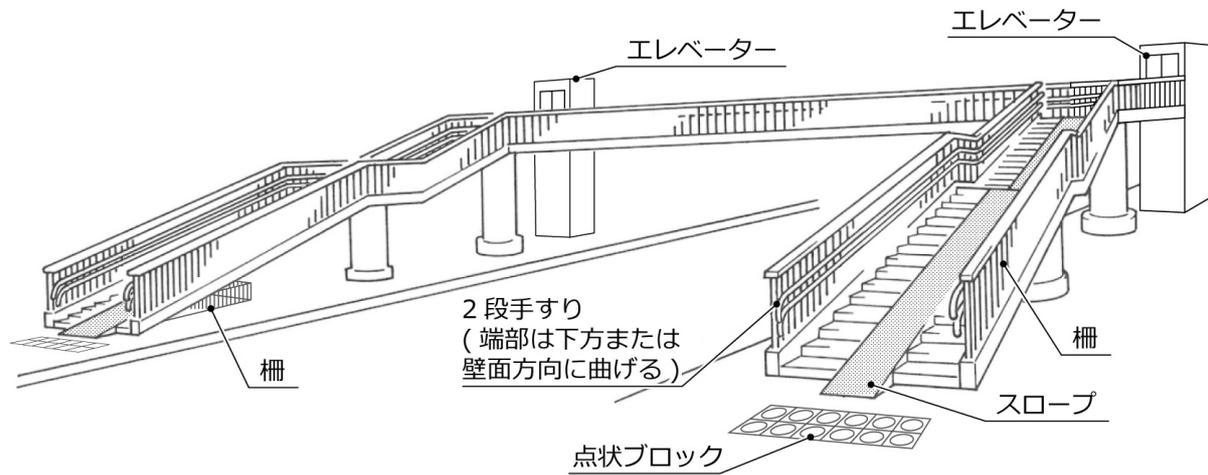


表 昇降方式による最大勾配

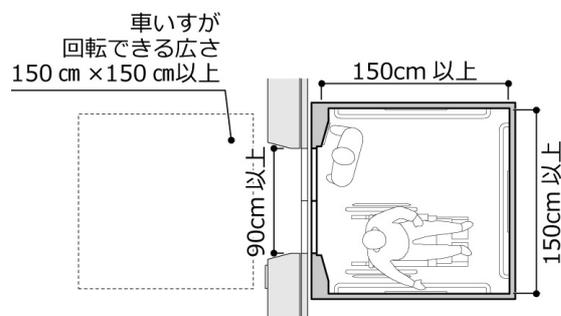
昇降方式	最大勾配
階段	50%
スロープ付階段	25%
スロープ	5%

表 部分による最小幅員

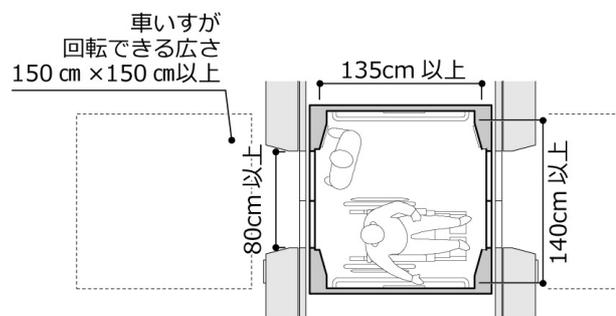
部分	最小幅員
スロープ	2m
通路	2m
階段	1.5m

図 II-5 エレベーターの平面イメージ

【一方向出入口型のイメージ】



【スルー型のイメージ】



## A-4 段差部の処理

### 整備の基本的な考え方

- (1) 歩行者の通行動線上における歩車道境界の段差は解消するが、視覚障害者が歩車道境界を把握できる方法を確保する。
- (2) 交差点の横断歩道に向けての切り下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮のうえ、高齢者や障害者などが安全かつ快適に通行できるような構造とする。

<b>① 切り下げ勾配</b>	
◎切り下げによって生じる勾配は5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては8%以下とすることができる。	【道路ガ(歩道等)】
<b>② 勾配の方向</b>	
◎切り下げによって生じる勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。	
<b>③ 切り下げ部の段差</b>	→図 II-6
◎歩道等と車道との段差は、Eブロック（すりつけ用ブロック）により段差をなくす。	
<b>④ 排水柵</b>	
◎歩車道境界には、水が溜まらないように、街渠柵の設置位置、周辺の勾配に配慮する。	【道路ガ(歩道等)】
<b>⑤ 水平部分</b>	→図 II-7
○信号待ちなどのため、切り下げた部分で車いす使用者が停止できるよう、可能な限り水平区間を設けることが望ましい。	【道路ガ(歩道等)】
<b>⑥ 幅員が狭い歩道</b>	→図 II-6
◎幅員が狭い歩道等では、歩道等の全幅を切り下げる。	【道路ガ(歩道等)】
<b>⑦ ハンプ</b>	→図 II-8
○本線の歩道等を横切る交通量の少ない支道との交差点においては、周辺状況を考慮しつつ支道を歩道等と同程度の高さに盛り上げることで、歩道等の平坦性を連続して保つことが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 II-6 横断歩道で歩道等の全幅を切り下げる

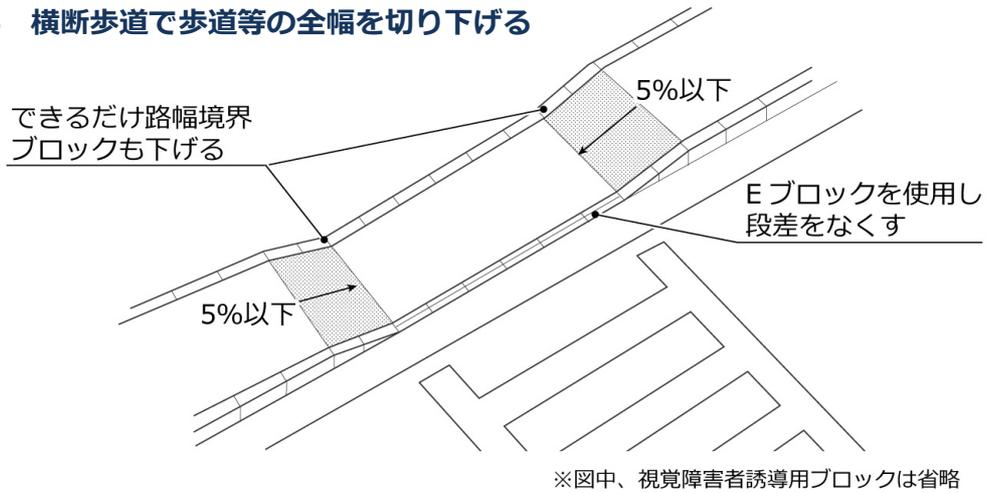


図 II-7 交差点で歩道等の全幅を切り下げる

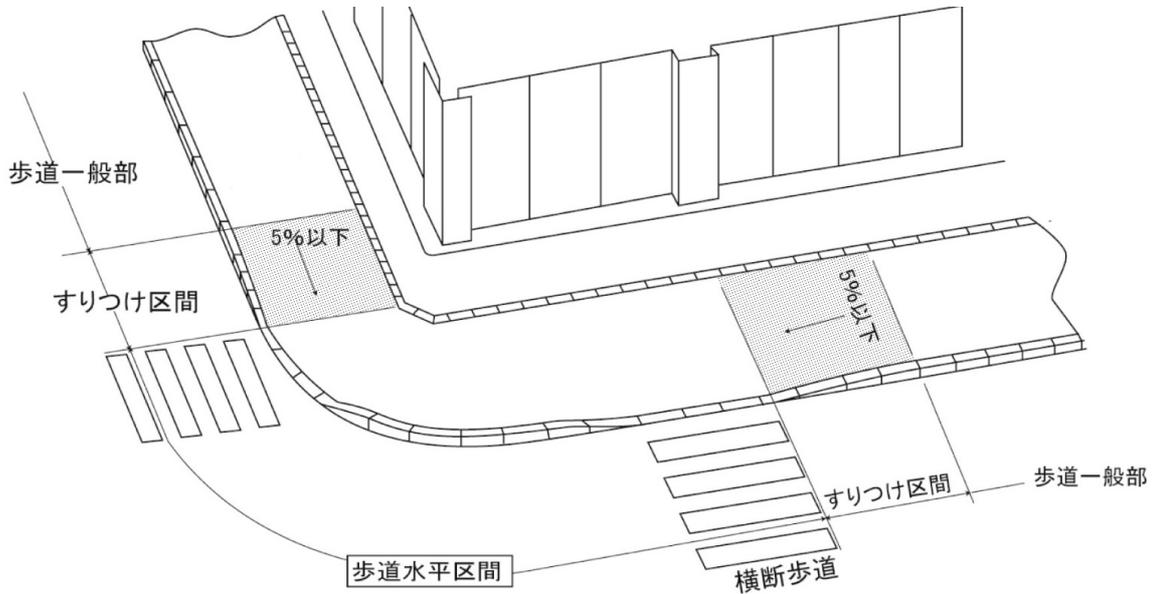
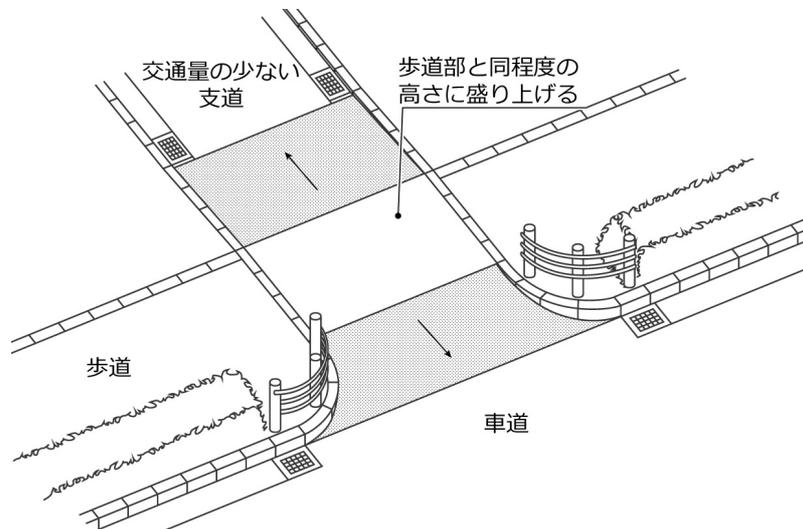


図 II-8 ハンプのイメージ



※図中、視覚障害者誘導用ブロックは省略

# A-5 車両乗り入れ部

## 整備の基本的な考え方

車両乗り入れ部は、歩行者の通行のしやすさを考慮し、路面が連続して平坦となるような構造とする。

① 平坦部の確保	→図 Ⅱ- 9
◎歩道等の平坦部を2m以上確保する。(切り下げ部分の勾配は15%以下とし、切り下げ部分が生じることにより平坦部を2m以上確保できないなどのやむを得ない場合には、1m以上の平坦部を確保する。)	【市道路条例第10条】
② 植樹帯のある歩道等	→図 Ⅱ- 10
◎植樹帯の幅で切り下げる。(勾配は15%以下) ◎乗り入れ部両脇に植樹帯を設ける場合は、乗り入れ部から1.5mひかえ、植込みの高さは0.7m以下とする。	【道路ガ(歩道等)】

図 Ⅱ- 9 植樹帯のない歩道等

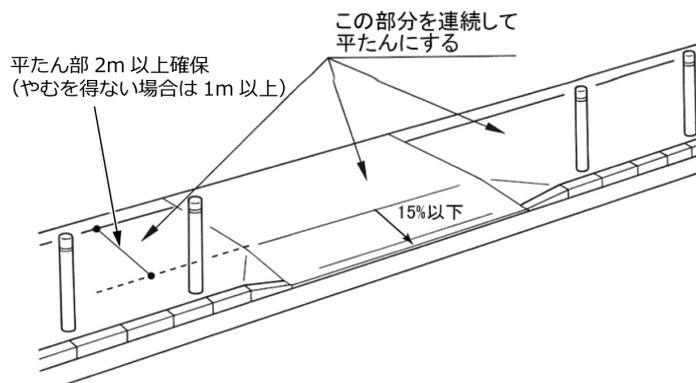
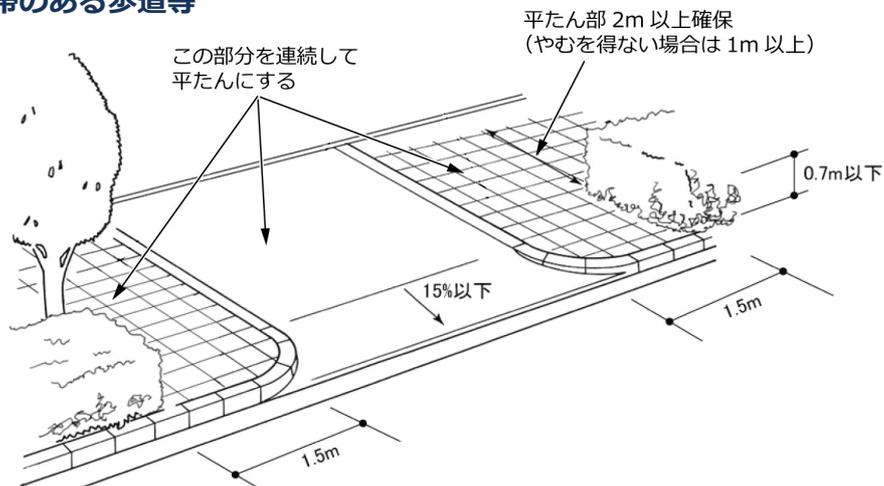


図 Ⅱ- 10 植樹帯のある歩道等



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## A-6 歩道舗装

### 整備の基本的な考え方

歩道舗装は、高齢者や障害者などの転倒を防ぐため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさの視点から材料を選択し、施工する。

① 平坦性	◎舗装の施工にあたっては、凹凸や段差が生じないように平坦性の確保に十分配慮する。	【道路ガ(歩道等)】
② 滑りにくさ	◎舗装材の選択にあたっては、雨天時の路面の滑りにくさ、視覚障害者誘導用ブロックとの識別のしやすさ、雨水の地下への円滑な浸透しやすさに留意する。 ◎磁器タイルのような、湿潤状態になると滑りやすい材料を使うときは、表面が粗面なものを選ぶ。 ◎急勾配の道路は、施工および構造を考慮して材料を選ぶ。	【市道路条例第5条第1項】
③ 水はけのよさ	◎水溜りができると、歩きにくいだけでなく、歩行や車いすの通行の障害になるので、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。	【市道路条例第5条第2項】
④ その他	◎歩道等に占用しているマンホール等のふたについても、平坦性の確保とともに、歩行性の良い材料を使用する。 ◎根上がりによって歩道等の平坦性が損なわれないよう配慮する。	【道路ガ(歩道等)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## A-7 ベンチ等

## 整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などが歩行中に、休憩や交流ができるような施設として、必要に応じて、道路上にベンチ等を設ける。(ベンチ等を設ける場合には、設置後の歩道等の有効幅員に配慮する。)

① ベンチ等の設置	→図 II-11
○歩道等には、適当な間隔でベンチ等の休憩施設を設けることが望ましい。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	【市道路条例第32条】
② 設置箇所	
<p>◎ベンチ等を設置できる箇所の要件は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般歩行者等の通行と、一般交通に支障とならない箇所。</li> <li>・福祉施設や病院等の周辺および、公共交通機関との経路において、高齢者や障害者などの休憩または交流等ができる空間を確保する必要がある箇所。</li> <li>・歩行者等が散歩等のときに、休憩施設や交流施設を必要とする箇所。</li> </ul>	
③ 歩道幅員	→図 II-11
<p>◎原則として、有効幅員 3.5m 以上確保できている歩道に設けることができる。</p> <p>◎自転車歩行者道では、有効幅員 4.5m 以上が確保できている場合に設けることができる。</p> <p>◎ベンチ設置後の歩道の有効幅員は、2m 以上とする。ただし、歩行者の交通量が多い道路では 3.5m 以上とする。</p> <p>◎ベンチ設置後の自転車歩行者道の有効幅員は、3m 以上とする。ただし、歩行者の交通量が多い道路では 4m 以上とする。</p>	<p>【市道路構造条例第12条第3項、市道路条例第2条第2項第1号】</p> <p>【市道路構造条例第11条第1項、第2項、市道路条例第2条第2項第1号】</p>
④ ベンチ	→図 II-11
<p>○腰掛け面の高さは、40cm～45cm 程度とし、必要に応じて手すり兼用のひじ掛けを設けることが望ましい。</p> <p>○ひじを掛ける面は平らで、腰掛け面からの高さは 25cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>○一人用の両ひじ掛けを設けた場合の幅は 60cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>○ベンチを見つけやすいように、路面や周囲との色対比に配慮することが望ましい</p>	

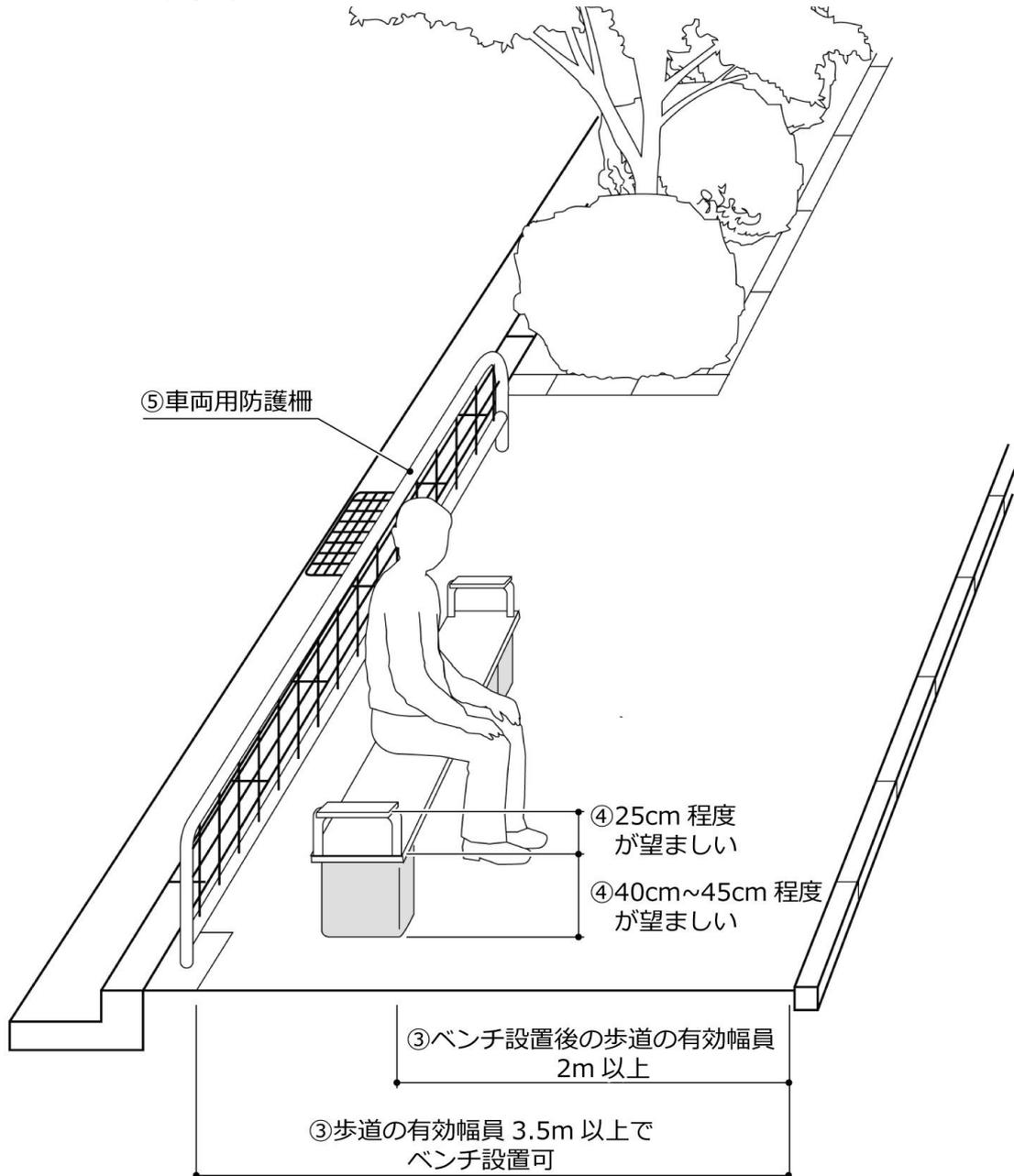
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## ⑤ その他

- 長い路線にベンチ等を設ける場合の間隔は、500m～600m とすることが望ましい。
- ◎ベンチ等は、堅固に固定する。
- ◎歩道等に設置する場合は、ベンチ等と車道との間に植栽ますや車両用防護柵を設ける。

【道路ガ(休憩施設)】  
→図 II-11

図 II-11 ベンチの設置イメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

## 信号機・横断歩道の設置

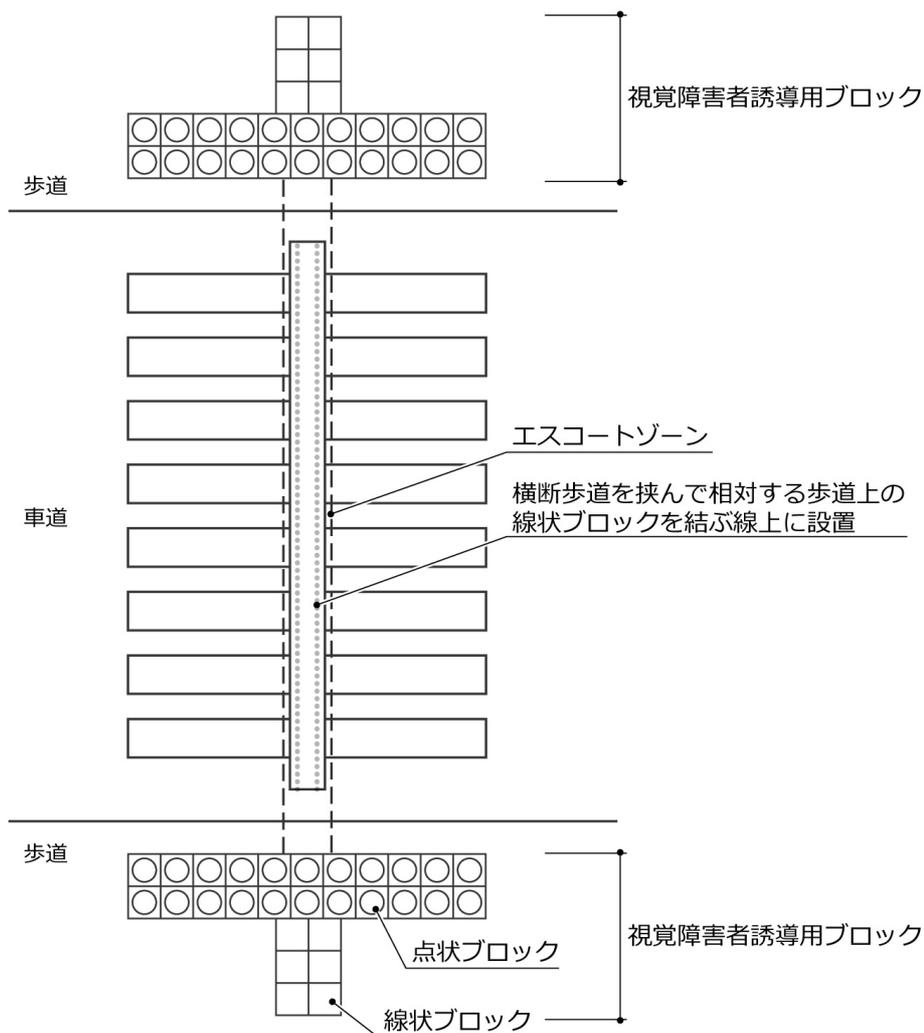
信号機や横断歩道は警察で整備しているものですが、視覚障害者への配慮として、音響信号機の設置や横断歩道におけるエスコートゾーンの敷設といった対応をしています。いずれも視覚障害者の横断量を考慮しながら、付近住民の理解と協力のもとに警察が整備しています。

### ・音響信号機

視覚障害者の横断を支援するために青信号点灯時に音を出すものです。

### ・エスコートゾーン

横断方向の手がかりとなる突起体の列のことです。歩道上の視覚障害者誘導用ブロックとは識別できるような配慮も求められます。



エスコートゾーンのイメージ